

**松本児童相談所一時保護所個室化等改修工事設計業務**  
**基本設計書**

令和2年7月

松本児童相談所

## 第1 総 則

### 1 本設計書の位置付け

本設計書は、松本児童相談所一時保護所個室化等改修工事設計業務に関する要件等について、長野県が、業務受注者に対して要求する項目及びその水準を定めたものである。

### 2 事業の目的等

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、施設での一時保護、入所措置を継続する場合に感染が疑われる者を隔離するために居室の個室化を行う。

### 3 事業概要

#### (1) 改修施設

棟 名 称	構造・階数	延べ面積 (㎡)	備考
松本児童相談所	W・2F	544.32 ㎡	

#### (3) スケジュール (予定)

設計業務：令和2年8月中旬～9月下旬

工 事：令和2年11月～令和2年12月

### 4 業務概要

個室化改修工事のための設計に関する業務 (積算業務含む)

### 5 業務理念

本事業による環境への負荷軽減のため、建設副産物の適正使用・適正処理、エコマテリアルの採用、施設周辺の環境保全の3項目を柱に施設整備を図る。

また、工事用の動線、工事中の騒音・振動等による入所者に与える影響について検討し、必要な仮設工事等を計画する。

### 6 適用基準等

業務の実施に当たっては、松本児童相談所一時保護所個室化等改修工事設計業務委託特記仕様書にて示した技術基準等のほか、以下の基礎的基準及び関係法令を遵守する。なお、これらの基準等は最新版を適用すること。

#### (1) 基礎的基準

- ・建築基準法、建築基準関係規定、建築学会基準、長野県建築基準条例、その他各建築関係規定
- ・都市計画法
- ・景観法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)、長野県福祉のまちづくり条例
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)、長野県地球温暖化対策条例

#### (2) 関係法令

- ・都市計画法
- ・消防法
- ・下水道法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・高圧ガス保安法
- ・振動規制法
- ・水質汚濁防止法
- ・水道法
- ・騒音規制法
- ・大気汚染防止法
- ・電気事業法
- ・電波法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・労働安全衛生法
- ・土壌汚染対策法
- ・土砂災害防止法
- ・その他、本業務に関連する法令

## 第2 基本要件

### (1) 計画事項

ア 廃棄物処理計画については、現場内分別を原則とし、処理場等へ搬出する適切な計画とする。

イ 周辺環境への配慮については、下記の事項を特に考慮し、周辺環境との調和を図る。

- ・騒音、振動及び粉塵の防止
- ・現場周辺道路の交通障害の防止
- ・敷地内外における安全対策

ウ 防災については、工事作業中における火災等に対する安全性を十分確保する。

### (2) 業務事項

#### ア 事前調査

- ・既存設計図書等を参考に現地調査を行ったうえで設計図書を作成すること。
- ・現地調査等で敷地及び施設内に立ち入る際は、必ず事前に施設管理者等に連絡を取り、了解を得てから立ち入ること。
- ・現地調査に当たっては、既存施設（構内設備等を含む）、隣接道路、隣地、隣家との関係（騒音、振動、粉塵、電波障害等）を調査し、設計に反映させる。
- ・工事に伴う既存施設の仮設・移設に要する調査を行うこと。
- ・隠蔽部の確認においても、仕上げ材等一部を撤去するなど可能な範囲で調査を行い、設計精度の向上に努めること。地中埋設物についても同様とする。
- ・電力、ガス、上下水道、電話等の撤去に関しては、供給状況を各事業者を確認し、必要な工事を設計に盛り込むこと。

<電気設備> ・電灯、動力設備 ・弱電設備

<機械設備> ・冷暖房設備 ・換気設備

- ・施設利用者動線、障害物、道路幅員、交通規制、通路、工事用スペース等を十分調査し、仮設計画に反映させること。

#### イ 監督員との協議等

- ・管理技術者は、各部門の主任担当技術者と綿密な打合せを行った上で、監督員と協議等を行うこと。

#### ウ 各部門との調整

- ・管理技術者は、建築（意匠）、建築（積算）、電気設備、機械設備の各部門の調整を行い、くい違い、取合い部の不合理が生じないようにすること。
- ・設計においては、工事区分表を作成し、工事分担を明確にすること。

#### エ 積算業務

- ・予定工事費を超過しないよう設計すること。
- ・分別撤去を前提とし、分別品目別及び処理方法別に発生材の数量を算出すること。
- ・産業廃棄物処理について、運搬と処分は分けて積算すること。
- ・単価採用の順位等については監督員の指示によること。
- ・参考見積りは、原則3者以上とし、監督員の承諾する者から徴取すること。
- ・内訳書に単価根拠を明示すること。（方法は監督員の指示による。）
- ・工事単価については別途提示する長野県建築工事単価設定要領によること。
- ・設計内訳書の作成は、営繕積算システム「RIBC2もしくはRIBC（最新版）」による。

【連絡先】 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 Tel03-3434-1530

申込方法 [http://www.ribc.or.jp/ribc/ribc3\\_1.html](http://www.ribc.or.jp/ribc/ribc3_1.html)

#### オ 著作権の譲渡等

- ・著作物の譲渡等については、「設計業務委託契約書」による他、著作物の利用については、四会連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款」に準拠する。

「設計業務委託契約書」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gi.jukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/consul.html>